

# 6年度市民税・県民税・森林環境税のお知らせ

## 納税通知書は 6月7日(金)に発送します

6年度より市民税・県民税と併せて、森林環境税(国税)を賦課徴収します。市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書は、6月7日(金)に発送予定です。お手元に届いたら、内容をご確認ください。届くまで1週間程度かかる場合があります。

6年度の市民税・県民税所得課税証明書などは、同日から、市役所、支所・連絡所、コンビニエンスストア(マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が有効で、1月1日に八千代市に住民登録がある人)で発行できます。申告がお済みでない人などは、即日交付できませんのでご注意ください。

## 6年度市民税・県民税の定額減税

国の総合経済対策として実施される6年度

市民税・県民税の定額減税は、納税義務者の所得割の額から、特別控除の額が控除されます。ただし、6年度の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

定額減税額は、市民税・県民税・森林環境税税額決定納税通知書または特別徴収税額の決定・変更通知書に記載しています。

### ■特別控除額

特別控除額が所得割の額を超える場合は、所得割の額を限度として控除します。

- ①本人：1万円
- ②控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)：一人につき1万円。※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)は、7年度分の所得割の額から1万円を控除します。

### ■特別控除の実施方法

- ①給与所得に係る特別徴収の人  
6年6月分は徴収されず、定額減税後の税

額が6年7月から7年5月までの11回に分けて、特別徴収されます。

②公的年金等に係る所得に係る特別徴収の人  
10月支払いの公的年金等から定額減税後の税額が特別徴収されます。なお、10月支払い分で控除しきれない場合は、6年12月以降に特別徴収される金額から順次控除します。

③普通徴収の人

6年度分の市民税・県民税に係る第1期分の納付額から特別控除します。なお、控除しきれない部分の特別控除の金額は、6年度分の個人住民税に係る第2期分以降の納付額より順次控除します。

お問い合わせは  
市民税課 421-6691へ

## 所得水準や世帯構成等に応じて給付金を支給します

### 非課税世帯、均等割のみ課税世帯への給付

5年度住民税では課税されていた世帯が、6年度住民税では新たに「非課税」や「均等割のみ課税」となった場合、一世帯当たり10万円の給付金を臨時で支給します。

▶対象 6年6月3日現在で八千代市に住民票があり、次の①②に該当する世帯。いずれも「住民税が課税されている人から扶養されている人のみの世帯」「令和5年度住民税非課税世帯等を対象とした給付金(7~10万円)の対象となった世帯」は対象外です。  
①6年度分の個人住民税において、新たに個人住民税均等割が非課税となった人のみで構成されることとなった世帯(新たな非課税世帯)、②6年度分の個人住民税において、新たに個人住民税所得割が課税されていない人のみで構成されることとなった世帯で①を除く世帯(新たな均等割のみ課税世帯) ▶申請方法 対象世帯には7月上旬から順次確認書が届きますので、必要事項を記入して返送してください。返送から1か月を目途に支給します。6年1月2日以降に転入した人がいる世帯は、7月下旬から順次確認書を発送します。未申告の人がいる場合や、1月以降に

2回以上市町村をまたぐ引越しをした人がいる場合は、確認書は届きません。支給希望の場合は、コールセンターへ問い合わせてください。※6月3日以降に子ども連れで離婚をされたなど、世帯状況の変化に伴い①②の状況になった世帯は、確認書などの案内は届きませんので、コールセンターにお問い合わせのうえ、直接窓口か郵送にて必要書類を提出してください ▶申請期間 ①②いずれも9月末まで(当日消印有効)

### 低所得の子育て世帯へ 「こども加算」を支給します

前段に記載の①②に該当する世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に児童一人当たりにつき5万円を支給します。

(例) 6年度の新たな住民税均等割のみ課税世帯で18歳以下の児童が二人いる場合、住民税均等割のみ課税世帯への給付金10万円、低所得の子育て世帯への「こども加算」5万円×二人=10万円、合計20万円の給付となります ▶申請方法 「非課税」や「均等割のみ課税」対象の給付金の申請を行うことで手続きできます ▶申請期間 9月末まで(当日消印有効)

### 定額減税しきれないと見込まれる人へ 給付金(調整給付)を支給します

▶対象 八千代市で住民税を課税されている人のうち、所得税または個人住民税所得割が課税されている人で、納税者本人と扶養親族(配偶者を含む)の人数に基づき、一人当たり4万円(所得税3万円、住民税1万円)で算定される定額減税可能額が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる人 ▶支給額 定額減税しきれないと見込まれる額を1万円単位で切り上げて給付します。なお、早期に給付を行うため、6年分の推計所得税額および6年度分個人住民税所得割額を基に給付額を算定します。このため、6年分の所得税額が確定した後、推計所得税額と比較して変動があるなど、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、7年度に追加で支給します ▶申請方法 対象世帯には7月上旬から順次書類が届きます ▶申請期間 9月末まで(当日消印有効)

お問い合わせは  
給付金窓口・コールセンター 421-6746  
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時)

広告

広告